

令和4年度 大阪地方労働審議会

労働災害防止部会

議事録

大阪労働局

1 開催日

令和5年2月8日(水) 午後4時から午後5時15分

2 開催場所

大阪労働局(大阪合同庁舎第2号館9階共用会議室B)

3 出席者

(1) 委員

公益代表

水島 郁子

高瀬 久美子

労働者代表

金澤 治

松川 真之介

使用者代表

白井 正勝

坪井 昌行

(2) 事務局

労働基準部長 樋口 雄一

監督課長 宮本 靖大

安全課長 小野 祥二

健康課長 東 裕之

労災補償課長 大川戸 克憲

主任監察監督官 井手 奈津美

安全課長補佐 川畑 晴久

主任労災補償監察官 西口 信隆

4 議題

(1) 部会長部会長代理の選出及び指名について

(2) 第13次労働災害防止推進計画の推進状況について

(3) 第 14 次労働災害防止推進計画について

(4) 第 13 次労働災害防止推進計画の推進状況及び第 14 次労働災害防止推進計画に係る質疑について

(5) その他

5 議事

監督課長 定刻となりました。

まず、部会の開催に先立ちまして、事務局からご案内を申し上げます。

まず私、監督課長の宮本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

本日、机上に配付させていただいております資料が 8 点ございます。上から順に読み上げますので、ご確認いただければと思ひます。

まず、表紙になっております次第と書かれた資料になっております。2 点目、大阪地方労働審議会労働災害防止部会名簿、続きまして 3 点目、座席表となっております。4 点目、右肩に資料 1 とあります大阪地方労働審議会と書かれた資料となっております。続きまして 5 点目、右肩に資料 2 と書かれておりますパワーポイント、令和 4 年度大阪地方労働審議会労働災害防止部会と書かれた資料でございます。続きまして 6 点目、資料 3、大阪労働局第 14 次労働災害防止推進計画の案となっております。続きまして 7 点目、資料 4、厚生労働省のものになります、第 14 次労働災害防止計画の案となっております。最後に 8 点目、事前に金澤委員、松川委員からいただきましたご質問のペーパーとなっております。

資料につきまして、漏れ等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の委員の出席状況をご報告いたします。

公益代表委員 2 名、労働者代表委員 2 名、使用者代表委員 2 名の計 6 名のご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第 8 条第 1 項の規定により、本部会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本部会が成立していることを受けまして、ただいまから令和 4 年度大阪地方労働審議会労働災害防止部会を開催いたします。

まず、会議の公開についてご説明いたします。

大阪地方労働審議会運営規程第5条の規定に基づきまして、本部会は原則として公開することとされております。その具体的手続につきましては、大阪地方労働審議会傍聴規程に定められております。

本日の審議会につきまして、この傍聴規程に基づき開催の周知を行いました。傍聴の申込みがなかったことをご報告いたします。

また、大阪地方労働審議会運営規程第6条第2項の規定により、その議事録についても公開することとされております。議事録には発言者のお名前も記載させていただきますので、ご了承お願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪労働局労働基準部長の樋口からご挨拶申し上げます。

労働基準部長 大阪労働局労働基準部長の樋口でございます。

本日はお忙しい中、大阪地方労働審議会労働災害防止部会にご出席いただき、心から感謝申し上げます。また、平素から労働行政、とりわけ安全衛生行政の推進につきまして格別のご支援、ご協力を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、本日の部会におきましては、来年度から始まります第14次労働災害防止計画についてご審議をいただき、その結果を最終案として取りまとめて、来月9日に開催予定の大阪地方労働審議会の本審のほうにお諮りすることとしております。

国の労働災害防止計画につきましては、戦後の高度成長期における労働災害や職業性疾病の急増を踏まえまして1958年、昭和33年に第1次の計画が策定されまして、その後も社会経済情勢ですとか技術革新、また働き方の変化等に対応しながらこれまで13次にわたりまして策定をされ、安全衛生活動を推進する際の実施事項ですとか目標等をお示しして取組を促進してまいった結果もあり、また、もちろん事業場の労使の取組もありまして、我が国の労働環境、労働現場におきます安全面の水準は大幅に改善をしてくれているわけでございます。

令和4年を最終年とした第13次労働災害防止計画の目標に対しまして労働災害の発生状況につきましては、詳しくは後ほど各担当課からご説明申し上げますが、全労働災害のうち、最近では労働者の行動に起因する災害が占める割合

が高く、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もありまして目標を達成していない、できなかった項目もございます。

また、労働衛生関係では、化学物質対策ですとかストレスチェックをはじめとしたメンタルヘルス対策など一定の成果が認められる一方で、今後も継続して推進する必要がある施策もございます。

また、最近では、働き方改革の推進に関連いたしまして、治療と職場生活の両立支援に係る取組の推進等も図っていく必要があります。

こうした状況も踏まえまして、私ども行政内部におきまして協議を重ねた上で、本日、大阪労働局第14次労働災害防止推進計画の案を作成してお示しいたしました。

皆様方の忌憚なきご意見をいただきまして、当局の労働災害防止施策に反映させていただきたく考えておりますので、ぜひ積極的なご議論をお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

監督課長 次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております大阪地方労働審議会労働災害防止部会名簿の順に委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、公益代表の皆様ですが、上田委員は本日ご欠席となっております。

続いて、高瀬委員でございます。

高瀬委員 高瀬です。よろしく願いいたします。

監督課長 水島委員でございます。

水島委員 水島でございます。よろしく願いいたします。

監督課長 続きまして、労働者代表の皆様ですが、上野委員は本日ご欠席となっております。

次に、金澤委員でございます。

金澤委員 金澤です。よろしく願いいたします。

監督課長 松川委員でございます。

松川委員 松川でございます。よろしく願いいたします。

監督課長 続きまして、使用者代表の皆様ですが、白井委員でございます。

白井委員 白井でございます。よろしく願いいたします。

監督課長 坪井委員でございます。

坪井委員 坪井でございます。よろしくお願いいたします。

監督課長 松本委員は本日ご欠席となっております。

それでは、本部会の部会長であります水島委員に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

水島会長 部会長を務めさせていただきます水島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速、議事に入りたいと思います。

まず、議事（１）部会長代理の指名ですが、地方労働審議会令第６条第６項で部会長が指名することとなっております。規定に基づき、部会長代理の指名をさせていただきます。高瀬委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

高瀬委員 承知いたしました。

水島会長 それでは、議題（２）第13次労働災害防止推進計画の推進状況について、そして議題（３）第14次労働災害防止推進計画について、これを続けて事務局から説明をお願いいたします。

安全課長 皆様、こんにちは。今日はありがとうございます。私、安全課長をしております小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、着座にて失礼しましてご説明をさせていただきます。

お手元、資料２というふうに書いてある資料、こちらを使わせていただいて説明のほうをさせていただきたいと思います。前にも映像は出ているんですけども、お手元のものと同じものでございますので、どちらかでご確認いただければと思います。

私のほうからは、13次防につきましては１から５、そして、14次防の案につきましては１について、安全課所掌分についてのご説明をさせていただきます。

１枚めくっていただきまして、ページナンバーも記しておるんですけども、上の３というふうに書いておりますところです。右の下のところに３というふうになっています。これが13次防の目標ということで、大きく死亡者数を2017年と比較して15%以上下げましょうということで、2022年までの取組としてやってまいりました。

その結果ということでございますが、51人以下というのが目標でございます。今現在は48というところまで来ました。1月10日現在、一番下の折れ線グラフでは44というふうにあります。今現在コロナを含めて48人という状況でございます。これについては、今後まだ注視が必要でございますが、何とか達成の見込みを持っている状況です。

そして、死傷災害のところにおきましては、2017年と比較して2022年までに5%以上下げるということでございます。これは、8,345から7,927ということが目標値になります。下に折れ線グラフと千人率が出ておりますけれども、こちらではあまり減っていない状況、近年においては、コロナの影響でかなり数字としては動いているという状況でございます。

次に、5ページのほうをご覧くださいまして、こちらが建設業対策ということでございます。建設業の死亡災害を15%下げますという目標を持って取り組んでまいりました。17人というのが最終年の目標でございますが、今現在は12人ということで、こちらについても建設業の死亡災害についてはクリアしている、目標を達成するという見込みでございます。

右横の棒グラフがでございます。こちらの数字をご覧くださいますと、青の棒グラフが非常に目立つと思います。こちらは墜落・転落によって死亡された方の人数を示してございます。以下、崩壊・倒壊等もございまして、まずもって死亡に直結するというものは墜落災害になっております。

その下の建設業における労働災害発生状況、これは事故の型別というふうに書いてございます。左の折れ線グラフはそれぞれの業種細分のものでございます。土木、建設、その他の建設というふうなところでの状況、ほぼ横ばい状況で進んでいると。こちらも棒グラフをご覧くださいますと、圧倒的に青の墜落・転落が目立っているという状況でございます。

続きまして、7ページのところでございます。

こちらは、製造業対策ということで進めてまいりました。こちらにつきましても死亡災害を15%以上下げるという目標としてやってまいりました。最終年は9人が目標値でございましたが、昨年、令和4年は非常に多く製造業における死亡災害が発生しております。

その死亡災害の状況でございますが、右の棒グラフのところをご覧ください

ますと、青のやはり死亡に直結する墜落・転落というものも多く発生しているんですが、次に、挟まれ・巻き込まれというものが数多く見られると思います。この挟まれ・巻き込まれ対策ということをさらに進めていく必要があるということでございます。

その下のところにおきまして、代表のワースト3とありまして、非常に災害が多い業種を見ていただき、そして右の棒グラフでは、死傷災害になりますと圧倒的に挟まれ・巻き込まれ災害が目立っているという状況でございます。

次に、9ページのほうをご覧いただきたいと思います。

こちらは陸上貨物運送事業対策ということでございます。こちらにつきましては、年千人率を使って5%以上減少させるという目標でございました。しかしながら、災害は1,200から1,300というところで、高い位置で推移しているという状況でございます。

下のグラフでは、死亡のものでございますが、令和4年、今現在5人という数字になりますが、5人とも交通事故によって亡くなっていらっしゃいます。

右横の棒グラフでございますけれども、こちらも墜落・転落災害が非常に多く発生している。これは、荷役作業中にトラック荷台から墜落する等において墜落・転落が多く起こっている。また、交通事故、そして転倒災害、動作の反動と。荷物を抱えて、その反動でというようなところがございます。

次に、11ページをご覧くださいませ。

11ページは、小売業ということで第3次産業の対策ということで進めてまいりました。こちらにつきましても、上の折れ線グラフ、数字をご覧いただきますと、横ばい、増加傾向が見られるという状況でございます。

下の小売業の労働災害の発生の棒グラフ、こちらにつきましては転倒災害、ブルーの棒グラフが圧倒的に多いという状況です。その次には動作の反動というものもございます。また、年齢別で見ますと、やはり60代以上の方々についての被災、災害というのが多く見られるという状況です。

続いて、13ページのところでございます。

こちらにつきましては社会福祉施設の関係でございます。こちらも数字的にはコロナが非常に左右しておりまして、それを除く分を見ても災害というのは減っていない状況でございます。

下の事故の型別・年齢別というところでご覧いただきますと、こちらも青の転倒災害、また動作の反動と言われる腰痛等、こういったものの事故の型が多く見られるということでございます。

その右横の年齢別においては、やはり50代、60代というところが多く出てございまして、一番、令和4年、突出している数字になっておりますが、これはコロナの数が入ったものとなっておりますので、非常に高い数字を示しているという状況です。

続きまして、15ページ、ご覧いただきます。

15ページのところでは、飲食、13次防では飲食業に的を絞って災害防止をとということも進めてまいりました。これにつきましても、なかなか減少というものが見られていないという状況がございました。これをさらに下げていくための対策というのが必要かと思っております。

その下の飲食店での事故の型別、こちらでは転倒災害あるいは切れ・こすれ災害、飲食に特有の高温、低温、これ高温のほうが多いですけども、やけど等ですね。接触というのが多く発生していると。年齢的には、40代から以降、多く発生している状況でございます。

ページ飛ばしていただきまして、24ページ。

まず、24ページに書いております14次防では新たな言葉が出ておりまして、アウトプット指標、アウトカム指標というものが出てまいります。アウトプット指標というのは、労働者の方の協力の下に事業者において実施される指標と行政指導等の手法により、事業場が安全衛生管理活動に取り組んでもらう内容を定性的・定量的に示したものであるという考えの指標です。アウトカム指標と申しますのは、アウトプット指標に定める事項を実施した結果、事業場の方々に取り組んでいただいた結果、期待される目標となる指標ということで、事業場が安全衛生管理活動に取り組んだ結果、労働災害の統計に反映し、令和4年度となっておりますが、令和4年より減少しているというふうに期待されるものということで、すみません、令和4年と訂正のほどお願いいたします。

そして、25ページのほうでございます。

こちらがアウトプット指標という考え方、こちらにおいて非常に多く発生している転倒災害、これは業種横断的に多く発生しているところから、八

ード面、ソフト面、両面、いわゆる手すりをつける、滑り止めを施す、靴・履物を変えていくとかいうところのハード面と、あと安全衛生教育あるいは体操等、体をほぐしていただいてというところのソフト面も併せて取り組んでいただく事業場の割合を27年までに50%以上とすると。卸・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とするというところがアウトプットです。

その下は、介護・看護は健康課の所掌になりますので、その下の（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、これは高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン、これに基づきます安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を50%以上とするというアウトプットに対して、アウトカム、それが期待されるものとしては、死傷者数を22年と比較しましてそれ以下とすると。転倒による休業見込み日数を2027年までに平均40日以下するということになります。

そして、その下、高齢者対策のところでは、増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2022年の死傷者数以下とするとさせていただきます。

その下、26ページ、こちらは外国人労働者に対して、母国語等に翻訳された教材、視聴覚教材などを用いて外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行う。その事業場の割合を50%以上とする。

業種別では、陸上貨物のところで荷役作業の安全対策ガイドライン、これに基づく取組をしているところを45%以上とする。建設では、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%以上、製造業では、機械による挟まれ・巻き込まれ防止対策に取り組む事業場の割合を60%以上とするというのがアウトプット目標でございまして、アウトカム指標につきましては、外国人労働者の死傷者数を2022年の死傷者数以下とする。陸上貨物輸送事業につきましては5%以上減少させる。建設業におきましては、こちらは死亡者数を15%以上減少させる。製造業におきましては死傷者数を5%以上減少させる。こういったアウトプット、アウトカムの目標を立てまして、14次防を推進してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

健康課長 健康課長をしております東と申します。

私から健康課関係の資料についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料は、引き続き安全課長が使っておりました資料2につきましては、ページ数17ページからご説明を始めさせていただきたいと思います。

時間があまりないんですが、できるだけ資料3の14次労働災害防止計画、このどこら辺に書いてあるということも説明ができればしていきたいなというふうに思いますので、資料3のほうもご覧いただければというふうに思います。

失礼して、着座にてご説明をさせていただきます。ご了承いただきたいと思います。

17ページに13次防の取組結果、まずは健康確保対策で、ストレスチェックについてでございます。

ストレスチェックにつきましては、ストレスチェックに取り組んでいる労働者数50人以上の事業場の割合を90%以上にするということで、右の表にありますように、2021年の実績等でいきますと83.8%ということで、目標は少し届かなかった。ただ、下の棒グラフを見ていただいたら分かるように、29年以降だんだん下がっているという傾向がありましたので、監督署のほうにしっかりストレスチェックの提出を上げるように指示して、個別指導または督促をした結果、今年、去年の令和3年の結果について83.8%となりました。しっかり今後でも取り組んで、メンタルヘルスの結果を出していきたいなというふうに考えております。

続いて、18ページのほうをご覧いただければというふうに思います。

18ページはストレスチェックなんですが、そのストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合を85%以上とする。このストレスチェックを実施していただいた会社の率は、毎年上がっているという状況でございます。ストレスチェックを実施して集団分析をした結果、対策を講じるということになると、メンタルヘルス対策ができていくという形になってきますので、ストレスチェックの実施率を上げると同時に、今後も集団分析も含めて実施することを指導してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

続きまして、19ページをお願いしたいと思います。

19ページについては腰痛対策でございます。腰痛対策につきましては保健衛生業と、もう一つが、次のページになるんですけども、陸上貨物運送業にな

ります。腰痛の災害発生状況につきましては、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少するというところで、この折れ線グラフにつきましては上が死傷者数、下が年千人率という形になっております。

令和4年につきましては、現在105件ということで、恐らく百二、三十件になるかなというふうに思われます。令和2年からはやや減少には転じておりますが、目標である0.17という数値、件数にしますと105件という形になるんですけれども、それにつきましてはちょっと届かないかなというところでございます。

次のページです。陸上貨物運送事業のほうもご説明をさせていただきます。腰痛対策の陸上貨物運送事業が20ページになります。

こちらのほうにつきましても、腰痛の対策をしているんですが、1か月以上の腰痛災害が発生した事業場であったり、労働時間の関係で運送業の監督指導を行ったり、その他各種集団指導を実施しているんですが、ここの数字にありますように現在、令和4年では61件ということで、目標値には少し届かないかなという状況となっております。

次のページになります。21ページになります。

熱中症につきましては、職場で熱中症による死傷災害を、2013年から2017年の5年間と比較して2018年から2022年までの5年間で20%以上減少させる、5年間のトータルを比較するという形でございます。

下の棒グラフと折れ線グラフがでございます。その折れ線グラフのほうの数字を足したものが12次防で132件、13次防で現在259件という形で、全く減少ができていないという状況でございます。

熱中症対策につきましては、各社進んでいるんですが、暑さのほうに若干負けているかなと。さらに熱中症対策を進めていく必要があるというふうに考えております。特に平成30年の猛暑のときの対応が、実施していただいている事業場はたくさんあったんですが、死亡者数も多く発生しているという状況でございます。

続きまして、22ページをお願いしたいと思います。

化学物質対策でございます。化学品の分類及び表示に関する世界調和システム、GHSというふうに言います。そのGHSによる分類の結果、危険有害性

を有するとされる化学物質のうち義務化されていない化学物質について、ラベル表示と安全データシート、SDSとも言います、の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上にするとということでございますが、これにつきましては現在、ラベル表示のほうが84.3%、さらにSDSの交付についてが92.8%と高い達成というふうになっております。

ただ、今後は特化則とか有機則に分類されないような新たな化学物質規制に伴い、こういったものが実績が低下することが考えられますので、引き続き対策が必要というふうに考えている次第でございます。

それで、ページ数が飛びまして25ページで、これは14次労働災害防止計画についてでございます。

アウトプット指標が左側でアウトカム指標が右側にあります。その25ページの真ん中に「介護・看護作業において」という文言があります。ここは健康課の所管になりますので、こちらについては私のほうからご説明いたします。

介護・看護作業においてノーリフトケアを導入している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させると。ノーリフトケアにつきましては、資料3でいきますと20ページのほうにノーリフトケアについてが書かれておりますので、そちらのほうもご覧いただければというふうに思います。

ノーリフトケアといいますと、いわゆる介護とか病院等で人の手を使わずにベッドで患者の方を起こしたり、時間が経つと勝手に寝返りができるようなベッドがございます。そういったものを導入するということでございます。こういったノーリフトケアを導入している病院等、たくさん社会福祉施設もあるんですが、それを2023年、来年度と比較して、2027年までに増加させるということです。事業場に対してノーリフトケアを実施していただくようお願いするというところでございます。

その結果、アウトカム指標として、増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2027年までに2022年の死傷者数以下とするというふうな形で、アウトプットは2023年と比較する、アウトカム指標は2022年と比較すると、少し年数が違うんですが、そういった形で指導していくという形を考えております。

特に、令和4年度から、+Safe協議会ということで、腰痛対策、社会福

社施設 6 社を集めていろいろな好事例を収集、そして今現在、表彰式である S A F E アワードというものを開催しておりまして、3月に表彰式が行われ、大阪のほうも何らかの表彰を受ければいいなというふうに考えている次第でございます。

続きまして、ページ数は資料のほう27ページをお願いいたします。

27ページのところは、労働者の健康確保対策の推進のところでございます。ここにつきましての上から1つ目、2つ目のポチにつきましては、監督課と連携が非常に密になる。ほかの課との連携が重要なところでございます。企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。さらに勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とするということで、健康課から考えますと、これは過重労働対策というふうな形になります。

さらに、それを企業のほうにお願いして、その結果としてアウトカム指標として、右のところにありますように、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とするということでございます。この中身につきましては、別紙3の14ページのほうを見ていただきますと、真ん中にちょうど過重労働防止対策というふうに書かれておりますように、先ほどの具体的には週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は緩やかに減少しているという調査がありますが、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症して労災認定される事案が発生しており、引き続き時間外・休日労働を削減する必要があるということで、監督課と協力をしつつ対策を講じていきたいというふうに考えております。

続きまして、こちらの資料の2に戻りまして、真ん中のメンタルヘルス対策の取組についてでございます。メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。さらに、50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とするというアウトプット指標に対して、アウトカム指標は、自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とするというところでございます。

もう一つの別添資料3のほうにおきましては、14ページから15ページにかけてその対策が書かれておりますので、そちらのほうもご覧いただければと思います。

特にメンタルヘルス対策につきましては、次のアウトプット指標も一緒に見ていただけたらというふうに思うんですが、そのアウトプット指標につきましては、必要な産業保健サービスを提供している事業者の割合を2027年までに80%以上とするということで、今まではどっちかという50人以上の事業場が主に対象になっていましたが、50人未満の小規模事業場も対象とするということで、大阪においては大阪産業保健総合支援センターであったり、監督署単位にあります地域産業保健センター、そういったところのお医者さん等を活用していきながら、メンタルヘルス対策であったり様々な対策、15ページには治療と仕事の両立支援であったり様々な対策についてを講じていくと、その中で、労働者の健康障害全般の予防につながるようになって、さらに健康診断有所見率等が改善すること、毎年健康診断の有所見数、上がっておりますので、50%を超えておりますので、少しでも下がるように期待していきたいというふうに考えている次第でございます。

最後に、28ページになります。

28ページのアウトプット指標については、化学物質等による健康障害防止対策の推進ということで、労働安全衛生法、以下「法」というふうに表現させていただきます。法57条及び57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付義務対象となっていないが、危険性、有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上にする。さらに、法57条3に基づくリスクアセスメントの実施義務対象となっていないが危険性または有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするともに、リスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険または健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とするという目標を立て、そのアウトプット指標に対してアウトカム指標が、化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を、2018年から2022年までの5年間と比較して2023年から2027

年までの5年間で5%以上減少させるという形になっております。

この化学物質対策については、資料3につきましては15ページと27ページのほうもご覧いただければありがたいかなというふうに思います。

化学物質につきましては、先ほどチラシもお配りさせていただきましたように、新たな化学物質規制について法改正がされましたので、特にそれを周知していくことがこの化学物質対策の推進、14次防の目標達成につながるというふうに考えておりますので、新たな化学物質規制に対しての周知、そしてリスクアセスメント等の指導を実施していきたいというふうに考えております。

最後に、熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させると。暑さ指数、これまではWBGT値という言葉が入っていたかと思いますが、今回、14次防においては暑さ指数を把握というふうな表現になっております。それを2023年と比較して2027年までに増加させる。そしてアウトカム指標においては、増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率を第13次防と比較して減少させると。先ほど棒グラフを見ていただいたように、13次防は非常に件数が上がりました。少しでも下げられるように対策を講じていきたいと思っております。

メンタルヘルス対策、それとか化学物質対策と安全性における健康対策がますます重要となってきましたので、労働災害防止になるよう健康課は努めてまいりたいと思っておりますので、また今後ともご協力をよろしく申し上げます。健康課からは以上でございます。

安全課長 すみません。先ほど申しておりませんことがございましたので、追加で説明させていただきます。

今の28ページの一番下のところでございます。14次防、次の5年間の中で死傷災害全体といたしましては以下の目標を掲げるということで、死亡災害について、2022年と比較して2027年においては5%以上減少させる、これが全体の死亡災害の件数を5%以上減少させる。死傷災害につきましては、死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させるという目標を持って取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

水島会長 ご説明をいただきありがとうございました。

それでは、議事(4)、質疑に移ります。

ただいま事務局から、13次防の推進状況と14次防について説明がございました。

事務局の説明でご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いしたいと思いますが、事前に質問をいただいておりますので、まず、こちらの質問から回答をお願いするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

水島会長 それでは、金澤委員の質問からお願いいたします。

健康課長 そしたら、私のほうから読み上げましょうか。よろしいでしょうか。

金澤委員 では、お願いします。

健康課長 金澤委員のほうから質問いただいた報告について読み上げさせていただきますと思います。

「化学物質が『自律的管理規制』に基づいて行われるよう転換され、対象物質が約4倍程度になるとお聞きしていますが、製造現場で自主的に管理していくということで、特に小規模な製造工場では、保護具着用責任者や管理責任者の設置などに新たな工数が発生し負担が増えることが想定されます。厚生労働省としてHPに、セミナーや相談窓口開設、訪問指導なども受けられるとの記載もありましたが、上記の内容も含めて支援についてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います」というふうにご質問いただきましたので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

新たな化学物質規制については、昨年、法令、政省令、規則が改正されまして、一部を除いて、今お配りしております「化学物質の管理が変わります！」というリーフレットの裏面を見ていただきますと、21項目の改正の時期というものがあります。昨年、令和4年5月31日にSDSの通知方法の柔軟化というのがもう既に施行されておりますが、ほとんどの項目が本年の4月1日に施行を迎えるという状況でございます。

ご質問の内容から、既に厚生労働省のホームページをご覧いただいていると、確認いただいているというふうに思われますので、まず、そのホームページの内容について少しお話ししたいと思います。

厚生労働省において配信している自律的な化学物質管理促進セミナーの動画

が貼り付けられておりまして、その動画というのが、リスクアセスメントを実施する事業者、特に初心者ですね、初心者向けのプログラムであったり、ラベル・SDSの見方、活用方法、これから取り組む化学物質のリスクアセスメント等が動画で詳しく説明されております。

さらに、窓口開設、相談等、訪問指導の関係なんですけど、化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内というところがありまして、そことリンクさせて、厚生労働省ではテクノヒル株式会社化学物質管理部門と委託契約しており、制度の内容に関する相談であったり、職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関する事、さらにリスクアセスメントの実施方法等について電話、メールで無料相談ができ、さらに無料で専門家が事業場を訪問する訪問支援があります。残念ながら訪問支援は今年度1月31日で終わってしまっておりますが、本省に確認すると来年度も実施予定というふうにお聞きしておりますので、幾つかの会社においてはこの訪問指導、よかったよというふうなお話もお伺いしておりますので、ぜひご利用いただければ非常にありがたいかなと思います。

さらに、ホームページにおいては法令、通達等を説明した関係リーフレットも掲載しておりますし、さらに職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会、いわゆるこの法律等の改正に基づく検討会ですね。その報告書や議事録、資料等もご覧いただけますので、ぜひご覧いただき、さらに大阪労働局においてもホームページに化学物質の関係の各種情報を掲載させていただいておりますので、大阪労働局のホームページ、このチラシの下のほうに二次元コードもあります。そこから大阪労働局のホームページに行きやすくなっておりますので、ご利用いただけたらと思います。

令和5年度においても、新たな化学物質規制について周知が非常に重要と考えております。また、本日説明しております14次防におきましてもこれら化学物質対策の周知を図ることを掲げており、知らない人がいないように、大阪労働局各労働基準監督署において集団指導等様々な機会を通じて周知を図っていく予定としておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

以上でございます。

水島会長 金澤委員、もしよろしければご発言申し上げます。

金澤委員 丁寧なご説明どうもありがとうございました。

ここの質問に書いておりますように、大企業であるとかそういうところはまず間違いなくやっていくと思うんですけれども、中小、あまり力のないところにおいてはやっぱり負担が増えるというところで、こういうことをやってくださいねと投げかけるだけで、フォローというのをちゃんとしていかないと、本当にやっていただけているのかどうか分からない、災害が減らないということも考えられるかなというふうに思います。

管理する物質がかなり増えますので、そこをできないというところも出てくるのではないかなと思いますし、その確認の方法であるとか、例えば教育を受けたときに支援金を出すとか、そういうことを何か考えておられることがあれば教えていただきたいなというふうに思います。お願いします。

健康課長 小規模事業場は非常に大変なことになるおそれがあります。まず我々は、この法律改正のことを知らないということがないように周知をしていくということがまずはじめかなと思っております。

さらに、リスクアセスメントで、先ほども少し紹介いたしましたが、テクノヒルとかを含めてコンサルタント会社も様々準備をしているようなので、そういったところも紹介し、我々職員もコンサルタントになりながら、リスクアセスメントの実施方法、そういったことも細かく説明できたらいいなというふうに考えておりますので、小規模事業場だからできないということがないよう我々行政のほうも指導していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

金澤委員 ありがとうございます。

金銭的な支援とか、そこまでは特にないということですね。

健康課長 はい。今のところはテクノヒルの活用ぐらいかなというところでございます。助成金が出るとかそういう話は今のところございません。

金澤委員 ありがとうございます。

また化学物質の災害状況とかを見ながら、フォローもしっかりしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

水島会長 ありがとうございます。

次に、松川委員からご質問を事前にいただいています。願いいたします。

松川委員 松川でございます。ありがとうございます。

事前にお配り、お手元でございますけれども、時間の都合でちょっと端折ってお尋ねしたいと思っておりますけれども、いわゆる残業時間というところを減らしていこうというところで、周知をしますよということなんですけれども、先ほどの金澤委員の質問ともかぶるんですが、周知だけではなかなか実態として取組が進まないんじゃないかというふうな危惧をしております、そのあたりで質問ということがまず1点目でございます。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインがあるんですけれども、その周知・指導というふうに引き続き取り組むというふうにあるんですが、今までも取り組んでこられたというふうに思っておりますが、取組の成果と成果に対する評価、今お感じのところをお聞かせいただけたら、第14次防に向かうに当たってお聞かせいただければというふうなところが1点でございます、2点目は意見でございます、これは使用者が講ずべきというふうに書いているんですが、そもそも我々、今労働者サイドで出ていますけれども、働く人たちこそワークルールをきちっと理解して働かないといけないというか、要は使用者の方々の指示だけではなく、労働者もワークルールをきちっと認識すべきなんじゃないかというふうな、これは意見でございますので、併せてご認識のところをいただけたら、ご意見いただけたらというふうに思っております。よろしくをお願いします。

監督課長 それでは、私、監督課長、宮本のほうからご回答させていただきます。

まず、質問、ご意見いただきましてありがとうございます。

まず、いただきました1点目のご質問、ガイドラインの周知・指導の成果と評価というところでございますけれども、前提として、監督署において各種情報から、長時間労働が行われていると考えられる事業場ですとか、法違反があると、そういうことが疑われる事業場に対して訪問して、監督指導を行っているところでございます。

この中では、労働時間の状況、労働時間の長さだけではなく、その管理方法が適切かどうか、どう管理しているのかというところまで含めて調査、確認をさせていただいております。当然、労働時間の把握方法が不適正なものにつき

ましては、お示しいただいておりますガイドラインに基づきまして、ガイドラインを示して説明させていただきまして、その適正な把握を行うように指導しておるところでございます。

実際の指導の結果でございますけれども、直近の数字でございます、令和4年11月に過重労働解消キャンペーンというものを行ってございまして、その中で長時間労働が疑われる事業場に対しての重点的な監督指導を行っております。この1か月の間の数字にはなるんですけれども、559の事業場に対して監督指導を実施いたしまして、約15.9%、89事業場に対し、ガイドラインに基づきまして労働時間の適正把握を行うよう指導しておるところでございます。

この15.9%という数字なんですけれども、令和3年11月のキャンペーンにおける監督結果とほぼ同程度というところになってございまして、やはりまだ適正把握の部分というところは引き続き周知、指導を行っていかないといけないということを考えておるところでございます。

なお、当然、指導するだけではなく、その後改善されたかどうかも含めまして監督署のほうで確認を徹底しておりますので、基本的には指導したものについては改善していただいているという認識でございます。

次に、2つ目の意見に対する回答になります。

ご指摘のとおり、当然、長時間労働だけではなくて、ワークルールについては、やはり事業場における適正な労働条件の確保のためには労働者の方々、働く方々もこういったものを知っておく必要があるというふうに考えております。それは、自衛というだけではなく、労働者側からの発案による事業場の環境の改善ということも期待できるというところから、やはり働く方々にも理解いただくということは非常に重要と考えております。

実際の労働者側への周知の取組ですけれども、まず、厚生労働省全体として、開設している「確かめよう、労働条件！」といいます労働条件を説明した、労働基準法ですとかそういうものを説明したポータルサイトがございまして、こういったいわゆるインターネットを介しての周知ですとか、これは労働者ということでは正直、ないんですけれども、大阪労働局においても、大学生といったこれから働く方々に対して、大阪労働局の職員を講師として派遣しましてワークルールの説明を行うといったような取組を行っておりますし、また、大阪

労働局のユーチューブチャンネルでも様々なワークルールに対する動画を掲載しておるところでございます。

また、36協定の話もございますので、36協定の周知に関しましては、毎年、大体年度末がやはり36協定の提出が非常に多くなる期間ということもございまして、毎年1月中旬頃から1か月間を36協定締結周知期間と定めまして、大阪府と連携しまして様々周知に努めておるところでございます。労働者への周知につきましても、引き続き様々な機会を捉えまして図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

松川委員 ご説明いただきましてありがとうございます。

まず、1つ目ですけれども、先ほどのキャンペーンですか、11月に毎年やられているようすけれども、ご発言のとおりで、令和3年と同程度、ある一定程度はやはりまだまだ改善が必要だというふうな事業場があるというふうな数字だと思われるので、引き続き指導を強化していくことに尽きるのかなと思いますけれども、また数字の推移をこれを見守りたいなというふうに思っておりますので、引き続きの監督指導をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

2点目の意見に対しましても、様々な方針、取組をご説明いただきました。ありがとうございました。私も、おっしゃるとおりで、やはり社会に出る前、特に大学などですね。本審のほうでも私、こういう趣旨の発言を何度かさせていただいておるんですけれども、やはりワークルールを知ってもらうということで、例えばアルバイトなんかで社会と触れる機会ができたときに、そもそも働くこととはというふうなことが分かるような、本省のほうでポータルサイトがあるよというふうなご発言もありましたけれども、もっともっとこれ、活用すればいいのかなというふうにも思っています。せっかくいいがあるので、例えば駅の広告ですとかデジタルサイネージを活用するとか、もっともっと厚生労働省、予算を取って周知徹底するような取組をもっともっとやらせたらなというふうにも思っておりますし、大阪のほうからも意見として上げていただきたいなというふうに思うところがございます。

引き続き、様々な取組でワークルールの徹底ということを進めていただきました

いというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

水島会長 ありがとうございます。

それでは、事前のご質問以外の質問、ご意見等、お願いできればと思います。質問、ご意見がある方は挙手をしていただけますでしょうか。

それでは、白井委員、お願いいたします。

白井委員 何もないようでしたら、ちょっと感想めいたことも含めてなんですけれども、説明をいただいて、資料も本当にざっとなんですけれども見せていただいて、よくまとまっているというか、思ったより定量的で、計画なり目標なり労働局の機能を網羅的に記載してあって、大きな違和感はないなという感想を持たせてもらいました。

それから、素人質問を1つ2つさせてもらおうとすると、労働局のどんな活動されているかというのが最後までよく分かっていないので、とんちんかんな質問かもしれないんですけれども、例えば14次災害防止推進計画、頭から読んでいきますと、この一丁目一番地が転倒災害の対策と。通常、こういう計画書なんかは最重点課題が最初に来る、一丁目一番地と言われているところなんですけれども、どうして転倒災害が一丁目一番地になるのかなと。

で、今の資料を見てますと、墜落・転落というのが結構多いんですね。私のイメージだと、例えば高所から転落すると重篤な災害になるというイメージなんですよね。なぜこれが一丁目一番地なのか。私の企業は製造業ですので、どうしても挟まれ・巻き込まれというのが一番多いのであまりこういうイメージがないんですけれども、この辺の考え方というか背景、どんな感じなのかというざっくり教えていただければと。

それからもう一つは、例えば転倒防止でもそうなんですけれども、例えば25ページで一番上、転倒災害に取り組む事業所の割合をということで書いてあるんですけれども、例えば転倒だと平場でもこけるんですね。なかなか難しいと思うんですけれども、対策というてもですね。だから、取り組むというのは何をもって取り組むのか、例えばトップが宣言すれば取り組んでいるのか、具体的な何かを判断してカウントしていくのか、そんなような考え方みたいなのをちょっとご紹介していただければと思うんですが、お願いします。

水島会長 事務局、お願いいたします。

安全課長 ご質問ありがとうございます。

1点目のまず、なぜ転倒災害が一丁目一番地に来ているかということでございます。本省のほうも、14次防の案を確認いたしますと、やはり13次防まで進めてきた中でなかなか死傷者数が下がらない。むしろ最近においては増加傾向を示しているという状況があると。これをこの5年間で減少に転じていく、そのことにおいて一番取り組まなければならないのは、中小零細企業であったりあるいは第3次産業、こちらのほうが重度な災害の件数が多く発生してきているという状況があるということから、この行動に起因するものについて対策を講じる必要があるということで、転倒災害、業種横断的ではございますけれども、3次産業においても格差が発生している状況の中で、この転倒災害は一番、比率としても高いところでございますので、このところに着目をいたしまして、転倒災害というところに目を向けて、この作業行動に起因する労働災害の防止対策を講じていこうということでこういう順番になっているのかなというふうに思っております。

2点目のご質問でございますが、こちらについては転倒のところの方策でございますけれども、ご覧になられたことがあるかも知れませんが、吉本のリーフレット、吉本の芸人さんが「スベっちゃダメよ！転倒予防 ムチャしちゃダメよ！腰痛予防」ということで、あの方々は転ぶということが芸のうちなんでしょうけれども、それと掛け合わせて、西川きよしさんの顔が真ん中にどんとあったような形で、皆さんが興味を持ってもらう、そういったものをしっかり見ていただいて、みんながどこでも生活の中で起こり得る腰痛であったり転倒であったりというのは家庭でも起こり得るよということで、しっかり意識を持って取り組んでいきたいと思いますということで、そのハード面の対策、そしてソフト面の対策ということで、転ばない、やはり年齢が重なっていきますと、転んでしまえば重症化、骨折して休業2か月以上とかいう形で、かなり災害、一旦転んでしまうと長らく休まなければならないという状況がありますよということもご理解いただきながら、転ばないためにストレッチをずっと重ねていくとか、会社の中でラジオ体操から含めてそういった健康を増進するような対策を講じていただくことも我々のほうから各企業様に広報、周知していくと

ということで、ハード面、ソフト面を考えているという状況でございます。

白井委員 先生、いいですか。

転倒が最重点というのはやっぱり数が多い、比率が多いという考え方なんです。重篤性というよりも被災数を見ているということですね。

安全課長 はい。

白井委員 それから、事業所が何をもち取り組んでいるかというのは、先ほどのポスターを掲示するとか体操しているとか、何かしらの動きがあればカウント1なんです。

安全課長 そうですね。

白井委員 そういう理解でいいですね。

安全課長 はい。

白井委員 全くしていなかったらゼロだし、何か一つでもそれに関わる動きがあれば、この事業場は取り組んでいると、そういう考え方になるんですね。

安全課長 そうでございます。

白井委員 はい、分かりました。

安全課長 両面からの対策にというふうでございますので、ただ言っているだけではなくて、掲示をして体操をして、あるいはハード面対策としてできるものを考えて取り入れていただくということで、ハード面、ソフト面、両面からの対策に取り組むというふうにしてございますので、掲示だけしていただいよというところでのカウントというのは難しいかと思いますが、そのことでハード面でこういうことはできませんかというようなことを、我々が事業場に行けば、その支援といいますかアドバイスをさせていただいて皆様方に取り組んでいただくということで、行政的には指導しようというふうに思っております。

白井委員 はい、分かりました。

水島会長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

では私から。

14次防の計画自体に特段異論はございませんが、計画も重要ですけども、松川委員もおっしゃったように、実態を見る必要があると思います。

先ほど化学物質のご説明をいただきましたが、相談窓口を設け、これを周知することはもちろん重要ですが、この相談窓口が例えば大阪府下でどれくらい利用があったのか、他都道府県と比べてどうなのか、もし利用が少ないのであればどこに問題があるのか、そうしたことを知りたいと思いました。企業の方や労働者の方は、相談窓口よりもむしろ労働局とか労働基準監督署で教えてもらいたいという声もありそうな気がします。相談窓口を設けています、というだけでなく、実質的に機能しているところがもう少し見えると、我々も安心できると思いました。

松川委員がおっしゃったワークルールの周知は同感です。ワークルールの重要性を大学もしくは高校でしっかり身につけてもらうことが重要であると思っております。私も、大学教員として大学生向けのワークルールの周知に取り組んでいきたいと思っております。

最近では、いわゆるアルバイトの大学生が必ずしも労働契約を結んでいなくて、業務委託等で働いていることもありまして、労働契約を締結しないといういろいろなリスクがあることも学生に話しています。そうしたところも含めて広く周知していきたいと思っております。組合さんのお力が欠かせないと思っておりますので、ぜひ組合さんも、こうした若い世代に向けたワークルール教育にご協力、ご尽力をいただければと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

予定の時間に近づいておりますが、もしご質問、ご意見があれば承りますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問は以上とさせていただきます、第14次労働災害防止計画につきましては、3月9日に開催予定の大阪地方労働審議会において、本日の審議状況を事務局より伝えていただくことといたします。

また、事務局は、本日の意見等を踏まえまして的確な行政運営に努めるようお願いいたします。

これで、あらかじめ用意した議題は終わりましたが、ほかに何かご意見やご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

円滑な審議にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にマイクをお戻しします。

監督課長 ありがとうございます。

水島委員におかれましては、議事の進行ありがとうございました。

また、各委員におかれましては、活発なご議論をいただきまして大変ありがとうございます。

事務局から連絡は特段ございませんので、これをもちまして本日の労働災害防止部会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。